

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第29回）

データ構造発明の保護適格性
～技術的改善をもたらすデータ構造か否か～

ADASA INC.,
Plaintiff-Appellee
v.
AVERY DENNISON CORPORATION,
Defendant-Appellant

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

保護適格性に関し、米国特許法第101条は以下の通り規定している。

「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる。」

また最高裁判例により、自然法則、自然現象、および抽象的アイデアは保護適格性を有しないとされている¹。

本事件ではRFIDにおけるデータ構造が、抽象的アイデアか否かが争点となった。CAFCは技術的改善をもたらすデータ構造であり、単なる抽象的なアイデアではないとして保護適格性を有すると判断した。

2. 背景

(1) 特許の内容

ADASA（原告）は、ワイヤレスセンサーをコミショニングするためのシステム、方法、およびデバイスと称する米国特許第9,798,967号（以下、967特許という）を所有している。

967特許は、無線周波数識別（RFID）トランスポンダをコミショニングするための方法とシステムに関する。RFIDタグとしても知られるRFIDトランスポンダは、バーコードのように、コンパクトなラベルに電子的にデータをエンコードすることでオブジェクトを識別および追跡するために使用される。

1 *Mayo Collaborative Servs. v. Prometheus Labs, Inc.*, 566 U.S. 66, 70 (2012)